

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁備発第176号、丁総発第227号

丁情企発第79号

平成30年4月25日

警察庁警備局警備課長

警察庁長官官房総務課長

警察庁情報通信局情報通信企画課長

各管区警察局広域調整担当部長  
各管区警察局情報通信部長  
警視庁警備部長  
警視庁総務部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

殿

警察大学校副校長  
皇宮警察本部副本部長  
各方面本部長  
各警察情報通信部長

災害発生時における広報体制の更なる強化について(通達)

各都道府県警察においては、警察活動に関する積極的な広報を推進しているが、災害警備活動の現場についても、広報専従班の現場臨場による取材対応等、具体的な取組が鋭意進められているところである。

しかしながら、近年の災害に対する国民の関心の高まり等に鑑みると、災害現場における広報(以下「現場広報」という。)をより一層積極的かつ効果的に行う必要性が認められる。

そこで、下記のとおり、現場広報班等を編成及び運用するなどして、災害警備活動に関する広報体制の更なる強化を図ることとしたので、災害発生時における積極的な広報を推進されたい。

なお、「災害発生時における現場広報の強化について(通達)」(平成27年3月2日付け警察庁丁備発第45号ほか)は、廃止する。

記

## 1 現場広報班等の編成

### (1) 趣旨

災害が発生した場合において、災害現場で専従して広報を行う班(以下「現場広報班」という。)を編成し、災害現場における救出救助活動や捜索活動の実施状況等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことにより、被災地の住民への安心感の付与並びに災害警備活動に関する周知及び国民からの理解と協力の確保に努める。

### (2) 編成

#### ア 被災地警察における編成

被災地を管轄する都道府県警察(以下「被災地警察」という。)は、災害の発生に際して、被害状況、警備部隊等の規模、予想される警察措置等に照らし、現場広報の必要性が認められる場合、次に掲げる所属のうちから、現場広報班長(警部以上の階級又は同相当職にある者をもって充てる。)及び現場広報班員(警部以下の階級又は同相当職にある者から必要

数をもって充てる。)を指名し、現場広報班を編成すること。

(ア) 警備部各所属

(イ) 広報担当所属

(ウ) 被災地を管轄する警察署(以下「被災地警察署」という。)その他現場広報班を編成する上で必要と認められる所属

イ 派遣部隊等に帯同する場合の編成

被災地警察に警備部隊等を派遣する都道府県警察(以下「派遣元警察」という。)は、派遣先の被害状況、派遣する警備部隊等(以下「派遣部隊等」という。)の規模、予想される警察措置等に照らし、現場広報の必要性が認められる場合、派遣部隊等に帯同する現場広報班(以下「帯同現場広報班」という。)をアに準じて編成するとともに、当該派遣部隊等に帯同させて被災地警察に派遣すること。

ウ 被害が広範囲にわたる場合等の編成

被災地警察及び派遣元警察は、被害の範囲等被害規模を勘案して、(3)の任務を円滑に遂行することが困難となることが予想される場合、必要に応じ、複数の現場広報班又は帯同現場広報班を編成すること。

(3) 任務

現場広報班及び帯同現場広報班(以下「現場広報班等」という。)は、災害現場において、被災地警察に設置された災害警備本部等の指示を受け、相互に緊密な連絡を取りつつ、警備部隊、被災地警察署、機動警察通信隊等との連携を確保した上で、次の事項を行う。

ア 被災地で取材する報道機関の要望の把握

イ 広報素材の収集

ウ 報道機関に対する広報素材の提供

エ 被災地における取材、会見等への対応

オ その他災害警備活動の広報に関して必要な事項

(4) 運用

現場広報班等は、現場広報に当たって、事前に実施の日時、場所、内容及び方法等に関し、災害警備本部等に対して報告を実施するとともに、同本部等から具体的な調整及び必要な指示を受けること。

2 災害警備活動に関する広報実施上の留意事項

(1) 組織的な対応及び情報管理の徹底

災害による被害が甚大である場合等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことが困難となることが予想されるときは、災害対策担当所属、被災地警察署等直接災害対応に当たる所属以外の所属についても、必要な範囲で支援を行うなど、組織的な対応に努めること。

また、人的被害の数やその具体的内容、被災者の個人情報やプライバシーに係る内容、今後の警察活動への支障を及ぼすおそれのある警備体制に関する内容等、組織的管理が必要と認められる情報については、現場広報班等による広報は行わず、災害警備本部等において一元的な管理を徹底し、広報の可否の判断を含め、慎重かつ適切に対応すること。

なお、現場広報班等による広報の内容等については、実施時の留意事項等を含め、災害警備本部等が現場の状況に応じた具体的指示を行うなど、事前対策の強化に努めること。

(2) 関係所属等の幹部の措置

ア 連携の確保と円滑な実施

災害対策担当所属、広報担当所属、機動隊及び機動警察通信隊の幹部並びに被災地警察署の広報担当責任者（以下「関係所属等の幹部」という。）は、効果的な広報の実施に必要な事項等に関し、相互に確認し、情報の共有化を図るなど、緊密な連携を確保すること。特に、そのうち広報関係業務を担う者については、災害警備活動に関する広報が円滑に実施されるよう報道関係者との良好な関係の構築に務めること。

イ 現場広報の重要性等に関する教養の徹底

関係所属等の幹部は、警備部隊員等として災害警備活動に従事することが想定される警察職員に対し、教養等を通じて、現場広報等の趣旨、重要性及び留意事項等について平素より周知徹底を図ること。

(3) 効果的な広報素材の収集及び提供

現場広報班等は、広報素材の収集及び報道機関への提供に当たって、機動警察通信隊等が撮影した映像及び保有する機材を積極的に活用するなど、効果的な実施に向けた方策を工夫・検討すること。

なお、機動警察通信隊は、撮影した災害現場の映像について、広報素材としての活用の有無に関わらず、撮影と同時に災害警備本部等へ伝送するとともに、撮影機材に装着した外部記録媒体等に確実に記録すること。

(4) 報道関係者の部隊帯同の検討

現場広報に当たっては、現場広報の趣旨に鑑み、報道機関の要望を踏まえ、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討すること。ただし、部隊帯同に際しては、安全管理を図った上で、報道関係者に対して現場での活動には危険が伴うことから安全の範囲内で行動することを説明し、事故防止に配慮すること。

(5) 警察庁との緊密な連携の確保

現場広報は、広く国民の注目を集め、時間的にも切迫した状況下で行われるなどの特殊性を有することから、災害警備本部等は、警察庁関係部局との緊密な連携の確保に配慮した上で、特に、人的被害関連情報や反響が大きいと思料される案件等に関する広報については、事前の報告、調整及び結果の報告等を確実に実施すること。